

令和 6 年度

光市休日診療所運営協議会資料

光市健康増進課

光市休日診療所運営協議会委員名簿

(令和6年度)

役 職 名	氏 名
光市医師会会長	井 上 祐 介
光市医師会副会長	廣 田 修
光市医師会理事（救急医療）	前 田 一 彦
山口県薬剤師会光支部長	浜 田 隆 大
山口県薬剤師会光支部（休日診療所担当理事）	島 田 里 佳
光市老人クラブ連合会会長	中 村 雅 裕
光市女性団体連絡協議会会長	藪 崎 寿 子
周南健康福祉センター所長	越 智 裕 昭
光市副市長	吉 本 英 夫
光地区消防組合消防長	赤 星 公 一
光市病院局管理部長	川 崎 裕 二
光市福祉保健部長	松 村 雄 之

(順不同)

事務局

所 属	氏 名
健康増進課長	安 池 まさみ
〃 健康対策担当参与	都 野 悦 弘
〃 健康増進係長	岡 村 久 美
〃 庶務予防係長	松 尾 咲 子
〃 庶務予防係	田 村 由 佳
〃 庶務予防係	石 田 真 也

光市休日診療所の概要

1 設置について

休日等における急病患者に対し、応急的な診療を行うため診療所を設置する。

2 施設について

(1) 開設場所

光市光井二丁目 2 番 1 号

(2) 施設

事務室、診察室 2（内科 1、外科 1）、レントゲン室、医師控室

3 主要医療機器

レントゲン撮影装置、レントゲン画像読取装置、心電計、自動血球計数装置、高圧蒸気滅菌機、自動分割分包機、電子天秤、救急ワゴン車、卓上吸引器、酸素吸入器、自動体外式除細動器、眼科診察用機器（スリットランプ、電動光学台）〔医師会から寄贈〕、耳鼻咽喉科診察用機器（回診用ユニット、診察用器具）〔医師会から寄贈〕

4 運営体制について

(1) 診療科目

内科、外科

(2) 診療日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日、8 月 1 4 日、同月 1 5 日、及び 1 2 月 3 1 日

(3) 診療時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 運営体制

医 師 2 名（光市医師会に委託）

薬剤師 1 名（山口県薬剤師会光支部に委託）

看護師 2 名（市が依頼）

事務員 1 名（市が依頼）

5 ホームページについて

光市

<http://www.city.hikari.lg.jp/kenkou/kyujitsushinryousho.html>

光市医師会

http://www.yamaguchi.med.or.jp/users/hikarishi/isikaihp/kyuujitsu/kyuuji_tsu2024.htm

令和5年度休日診療所決算

(単位：円)

歳入区分	金額			備考
	R5年度(a)	R4年度(b)	増減額(a)-(b)	
診療報酬	31,145,721	24,359,908	6,785,813	
患者負担金	6,657,978	3,621,600	3,036,378	4～3月分
社会保険	17,038,725	14,418,654	2,620,071	2～1月分※
国民健康保険	7,444,478	6,319,654	1,124,824	2～1月分※
患者負担金(過年度分)	4,540	0	4,540	令和4年度分
診断書等手数料	51,600	11,550	40,050	4～3月分
県補助金	0	214,000	△ 214,000	(R4) 山口県休日夜間診療機能強化事業費補助金
雑入	840	0	840	公衆電話代
歳入合計	31,198,161	24,585,458	6,612,703	

※社会保険及び国民健康保険の診療報酬は審査支払機関で審査するため、診療月の翌々月の歳入となる。

歳出区分	金額			備考
	R5年度(a)	R4年度(b)	増減額(a)-(b)	
報酬	30,600	35,700	△ 5,100	運営協議会委員
報償費	3,856,653	2,944,459	912,194	看護師、受付会計事務 (R5.10～R6.3月分)
需用費	3,907,635	2,285,348	1,622,287	
消耗品費	187,893	189,535	△ 1,642	
食糧費	1,140	0	1,140	運営協議会お茶代
印刷製本費	15,840	54,560	△ 38,720	(R5) 薬袋等、(R4) 処方箋等
光熱水費	8,390	16,080	△ 7,690	ガス代
修繕料	0	0	0	
医薬材料費	3,694,372	2,025,173	1,669,199	
役務費	297,002	295,959	1,043	
通信運搬費	112,332	126,995	△ 14,663	
手数料	107,330	91,624	15,706	クリーニング代
賠償責任保険料	77,340	77,340	0	
委託料	20,651,275	21,494,588	△ 843,313	
	14,730,340	14,357,420	372,920	医師会
	2,938,285	2,856,210	82,075	薬剤師会
	2,107,600	3,375,108	△ 1,267,508	受付会計事務 (R5.4～9月分)・請求事務
	234,850	265,650	△ 30,800	医療廃棄物処理
	640,200	640,200	0	その他(機器保守等)
使用料及び賃借料	917,060	940,497	△ 23,437	
使用料	57,740	57,740	0	NHK受信料、日レセ使用料
借上料	859,320	882,757	△ 23,437	複写機、AED等
備品購入費	49,500	47,608	1,892	(R5) プリンター、(R4) ステンレスワゴン・FAX
負担金	159,600	0	159,600	(R5) 医療事務講座受講料
歳出合計	29,869,325	28,044,159	1,825,166	
歳入－歳出	1,328,836	△ 3,458,701	4,787,537	

光熱水費のうち上下水道・電気については、光市総合福祉センター支出のため計上なし。

参考	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳入	8,534,283	9,489,066	26,991,183
歳出	25,374,521	25,826,514	27,400,701
歳入－歳出	△ 16,840,238	△ 16,337,448	△ 409,518

【光市休日診療所利用状況】

単位：人

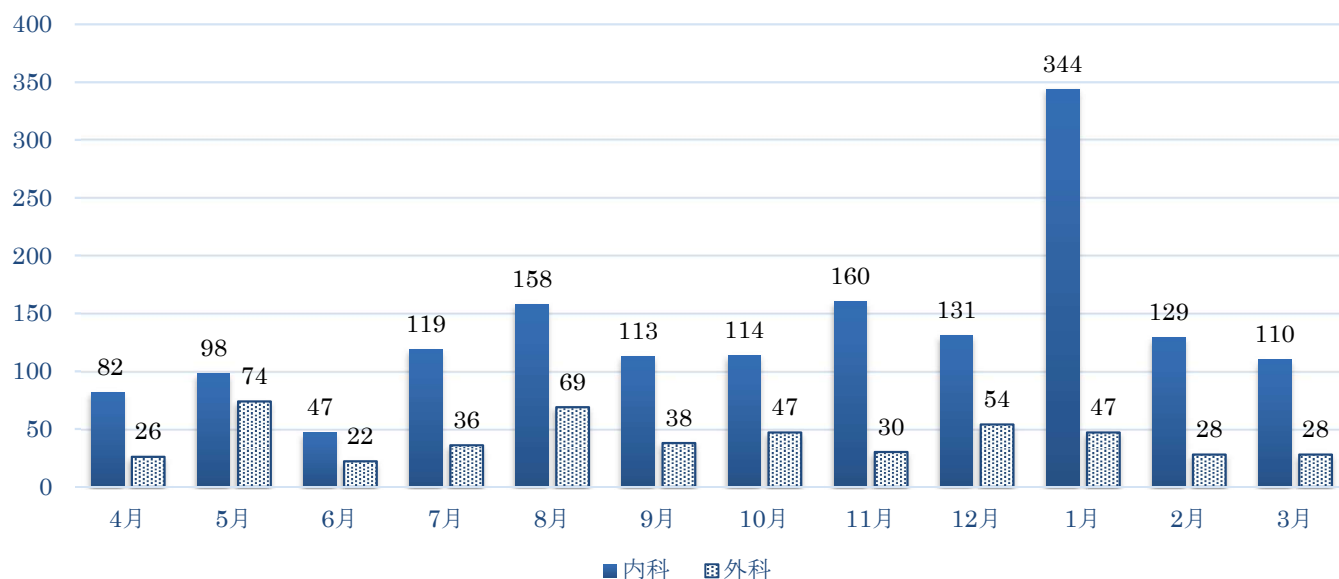
年 度	患者 総数	診療区分別患者数		年齢別患者数				二次 搬送	開所 日数	1 日 平均
		内科系	外科系	0～6 歳	7～15 歳	16～69 歳	70 歳～			
R1	2,334	1,546	788	349	328	1,217	440	24	77	30
		66.2%	33.8%	15.0%	14.1%	52.1%	18.8%	1.0%		
R2	868	441	427	132	60	406	270	8	72	12
		50.8%	49.2%	15.2%	6.9%	46.8%	31.1%	0.9%		
R3	865	455	410	136	75	404	250	28	71	12
		52.6%	47.4%	15.7%	8.7%	46.7%	28.9%	3.2%		
R4	1,583	1,157	426	167	206	904	306	23	71	22
		73.1%	26.9%	10.6%	13.0%	57.1%	19.3%	1.5%		
R5	2,104	1,605	499	188	286	1,281	349	23	73	29
		76.3%	23.7%	8.9%	13.6%	60.9%	16.6%	1.1%		

【周南地域救急医療利用状況】

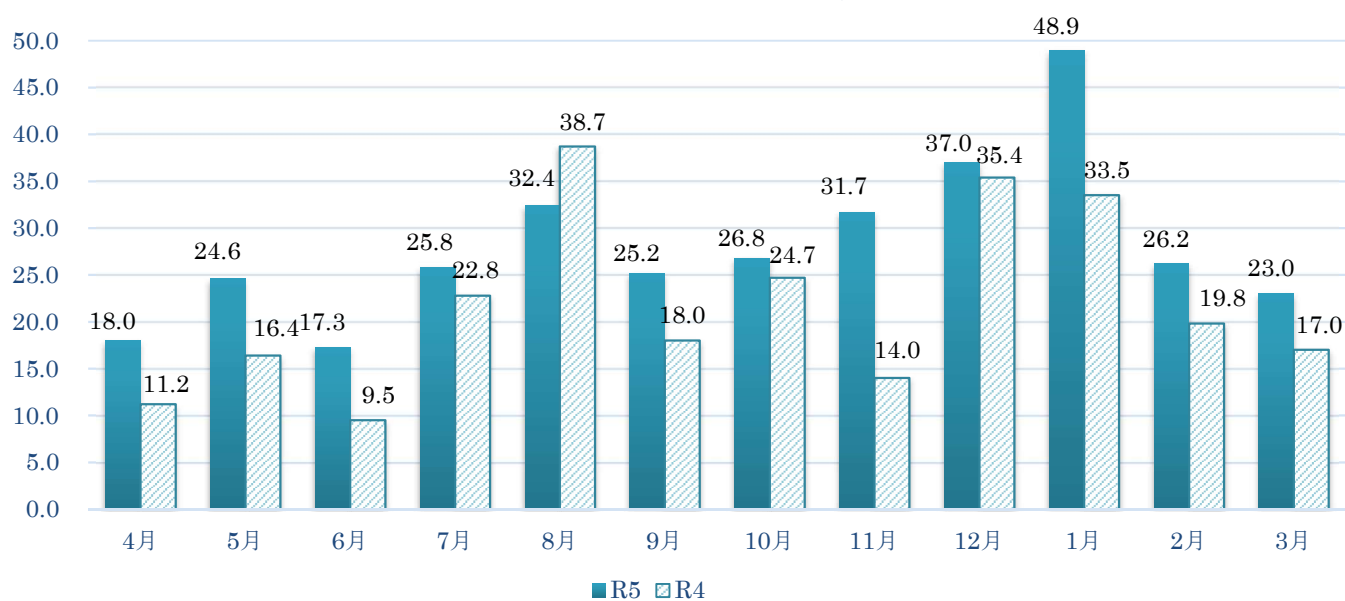
項目	令和5年度利用状況	協力機関	摘要
〔二次救急〕 ・休日 ・夜間	開所日数 72 日 総患者数 905 人 光市の患者数 128 人 開所日数 366 日 総患者数 5,451 人 光市の患者数 612 人	周南3医師会 救急指定医療機関	周南3市で周南地域救急医療対策協議会を設置し、休日は救急指定5医療機関、夜間は3医療機関の病院群輪番制で実施。
〔小児救急〕 〈一次救急〉 周南子どもQQ ・休日 ・夜間 〈二次救急〉 ・休日 ・夜間	開所日数 71 日 総患者数 2,796 人 光市の患者数 277 人 開所日数 366 日 総患者数 3,107 人 光市の患者数 360 人 開所日数 73 日 総患者数 245 人 光市の患者数 48 人 開所日数 366 日 総患者数 1,304 人 光市の患者数 206 人	周南3医師会	周南3市の小児科医師が協力し、徳山中央病院において休日・夜間の小児初期救急医療を実施。 徳山中央病院を小児救急医療拠点病院として小児救急医療対策事業を実施。

令和5年度光市休日診療所利用状況

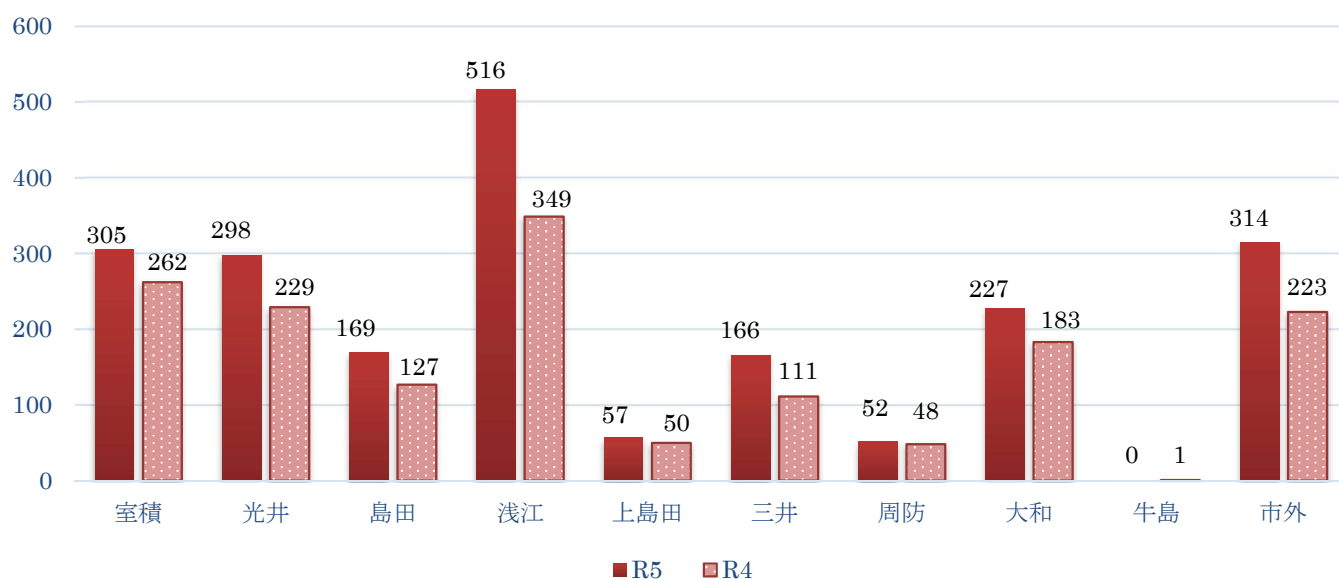
診療科目別患者数（単位：人）



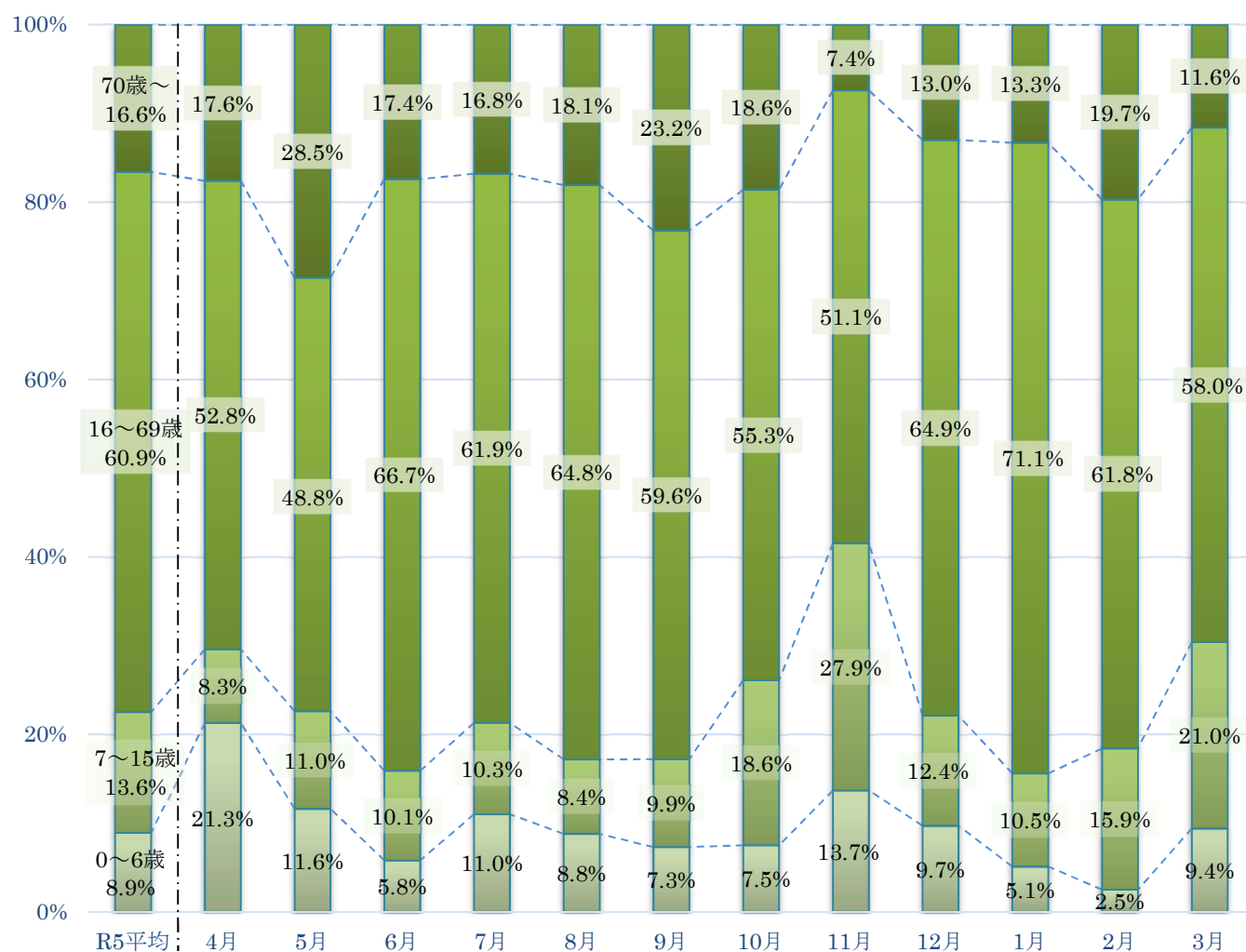
1日あたりの患者数（単位：人）



地区別患者数（単位：人）



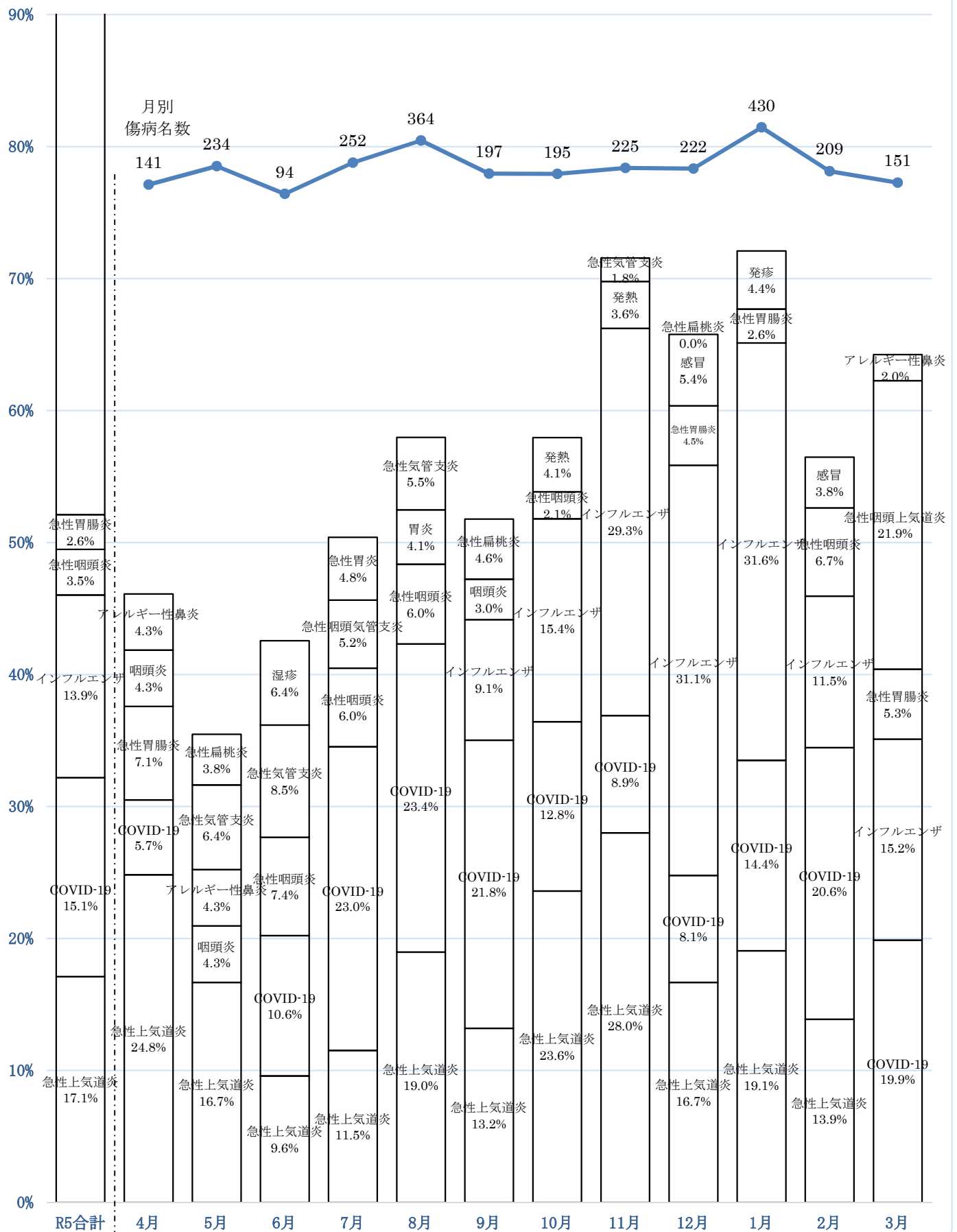
月別患者年齢割合



休日診療所状況一覧

月日	診療 日数	診 療 人 数			性 別		年 齢 別				来院 救急 車	二次 搬送	患 者 住 所 区 分										
		内科	外科	計	男	女	小児（15歳以下）		70歳 以上	一般 年齢			室積	光井	島田	三井	上島田	周防	浅江	大和	牛島	市外	
							内科 6歳以下	外科 6歳以下															
R5. 4. 2	日	8	3	11	5	6	1	0	0	0	1	9	0	0	5	2	2	1	0	0	0	0	1
R5. 4. 9	日	10	4	14	6	8	5	3	3	1	1	7	0	2	0	5	1	1	0	0	1	1	5
R5. 4. 16	日	8	4	12	9	3	3	3	0	0	1	8	0	1	0	4	1	1	0	1	2	2	0
R5. 4. 23	日	17	5	22	9	13	0	0	3	3	4	15	0	0	4	1	4	0	0	1	6	5	0
R5. 4. 29	土	14	5	19	10	9	0	0	2	1	5	12	0	0	1	6	2	2	0	0	6	1	0
R5. 4. 30	日	25	5	30	15	15	17	12	0	0	7	6	0	1	3	1	3	5	0	1	10	5	2
4月計	6	82	26	108	54	54	26	18	6	5	19	57	0	4	13	19	13	10	0	3	25	14	11
R5. 5. 3	水	14	7	21	11	10	2	0	1	1	10	8	0	0	4	3	1	2	1	0	7	0	3
R5. 5. 4	木	19	19	38	17	21	7	7	2	0	10	19	0	0	4	5	2	2	0	0	12	3	10
R5. 5. 5	金	23	18	41	16	25	3	2	2	1	17	19	0	1	8	1	6	3	0	3	10	3	7
R5. 5. 7	日	10	12	22	11	11	0	0	3	1	5	14	0	0	5	2	3	1	1	1	3	1	0
R5. 5. 14	日	4	3	7	3	4	0	0	2	1	1	4	0	0	1	2	1	1	0	0	2	0	0
R5. 5. 21	日	21	8	29	12	17	11	3	1	1	4	13	0	0	6	5	1	2	1	1	8	3	0
R5. 5. 28	日	7	7	14	10	4	3	1	2	2	2	7	0	0	2	1	3	0	0	0	6	1	0
5月計	7	98	74	172	80	92	26	13	13	7	49	84	0	1	30	19	17	11	3	5	46	13	28
R5. 6. 4	日	14	5	19	5	14	4	2	0	0	5	10	0	1	2	3	1	2	1	1	4	2	0
R5. 6. 11	日	13	2	15	5	10	2	2	0	0	3	10	0	0	4	5	1	0	2	0	3	0	0
R5. 6. 18	日	12	7	19	12	7	3	0	2	0	2	12	0	0	4	4	1	1	0	0	8	1	0
R5. 6. 25	日	8	8	16	4	12	0	0	0	0	2	14	0	0	4	2	4	1	1	0	2	0	2
6月計	4	47	22	69	26	43	9	4	2	0	12	46	0	1	14	14	7	4	4	1	17	3	5
R5. 7. 2	日	12	2	14	4	10	2	0	0	0	3	9	0	1	3	4	2	2	0	0	1	1	0
R5. 7. 9	日	21	3	24	11	13	5	2	0	0	3	16	0	0	4	6	2	2	0	2	3	2	0
R5. 7. 16	日	26	5	31	16	15	7	4	1	1	4	19	0	0	4	3	0	3	0	1	11	2	0
R5. 7. 17	月	19	10	29	13	16	1	0	0	0	5	23	0	0	3	8	2	2	1	0	6	4	0
R5. 7. 23	日	30	12	42	21	21	14	8	1	1	8	19	0	0	6	5	5	3	1	0	10	8	0
R5. 7. 30	日	11	4	15	6	9	0	0	2	1	3	10	0	0	1	1	1	2	0	0	6	2	0
7月計	6	119	36	155	71	84	29	14	4	3	26	96	0	1	21	27	12	14	2	3	37	19	20
R5. 8. 6	日	26	6	32	19	13	8	2	1	1	5	18	0	0	8	2	2	3	0	0	10	4	0
R5. 8. 11	金	36	13	49	22	27	12	7	1	0	6	30	0	1	4	8	3	2	0	1	11	9	0
R5. 8. 13	日	27	20	47	20	27	3	1	1	0	15	28	0	0	9	7	3	3	0	0	5	10	0
R5. 8. 14	月	19	14	33	9	24	0	0	3	2	5	25	0	0	7	7	0	2	0	0	7	2	0
R5. 8. 15	火	18	5	23	13	10	0	0	1	0	5	17	0	2	3	3	0	3	1	1	3	3	0
R5. 8. 20	日	22	4	26	12	14	5	4	1	1	1	19	0	0	6	3	2	1	0	1	6	2	0
R5. 8. 27	日	10	7	17	7	10	1	0	2	2	4	10	0	0	3	2	0	0	2	1	6	1	0
8月計	7	158	69	227	102	125	29	14	10	6	41	147	0	3	40	32	10	14	3	4	48	31	0
R5. 9. 3	日	13	11	24	12	12	0	0	0	0	5	19	0	0	2	8	0	0	2	0	5	3	0
R5. 9. 10	日	14	6	20	11	9	0	0	0	0	9	11	0	0	6	1	2	3	0	0	3	4	0
R5. 9. 17	日	22	3	25	11	14	4	3	0	0	5	16	0	0	3	4	1	1	1	0	6	6	0
R5. 9. 18	月	9	3	12	11	1	2	0	1	0	1	8	0	0	2	4	2	0	0	2	0	0	0
R5. 9. 23	土	27	7	34	18	16	5	0	0	0	10	19	0	0	7	1	2	2	1	3	10	4	0
R5. 9. 24	日	28	8	36	22	14	12	6	2	2	5	17	0	0	6	10	5	1	2	0	4	4	0
9月計	6	113	38	151	85	66	23	9	3	2	35	90	0	0	26	28	12	7	6	5	28	21	0
R5. 10. 1	日	11	14	25	12	13	0	0	7	4	1	17	0	3	1	3	1	4	1	0	8	2	0
R5. 10. 8	日	12	10	22	10	12	4	0	0	0	8	10	0	0	4	3	1	0	0	2	6	4	0
R5. 10. 9	月	28	9	37	24	13	8	1	2	0	7	20	0	0	9	5	1	3	0	4	7	5	0
R5. 10. 15	日	15	6	21	10	11	0	0	1	0	5	15	0	1	4	5	3	0	0	0	5	1	0
R5. 10. 22	日	21	2	23	13	10	5	0	1	0	2	15	0	0	2	2	2	7	0	0	5	3	0
R5. 10. 29	日	27	6	33	19	14	14	7	0	0	7	12	0	0	6	8	0	3	2	0	8	1	0
10月計	6	114	47	161	88	73	31	8	11	4	30	89	0	4	26	26	8	17	3	6	39	16	0
R5. 11. 3	金	33	5	38	21	17	21	3	3	1	2	12	0	1	5	5	3	8	0	1	9	2	0
R5. 11. 5	日	26	5	31	9	22	13	4	1	0	3	14	0	1	4	4	2	11	1	1	4	3	0
R5. 11. 12	日	15	4	19	8	11	7	4	0	0	1	11	0	0	7	2	1	2	0	0	2	2	0
R5. 11. 19	日	29	3	32	17	15	11	3	2	0	1	18	0	0	3	4	3	1	2	2	6	3	0
R5. 11. 23	木	29	9	38	22	16	9	5	0	0	5	24	0	0	6	8	2	1	1	0	13	2	0
R5. 11. 26	日	28	4	32	16	16	11	5	1	1	2	18	0	1	4	7	1	3	1	0	8	3	0
11月計	6	160	30	190	93	97	72	24	7	2	14	97	0	3	29	30	12	26	5	4	42	15	0
R5. 12. 3	日	15	3	18	10	8	0	0	0	0	4	14	0	0	0	2	1	3	4	0	3	2	0
R5. 12. 10	日	19	18	37	17	20	1	0	9	2	5	22	0	0	2	3	3	4	0	0	12	6	0
R5. 12. 17	日	13	6	19	9	10	4	1	2	0	1	12	0	0	1	4	4	1	0	0	6	1	0
R5. 12. 24																							

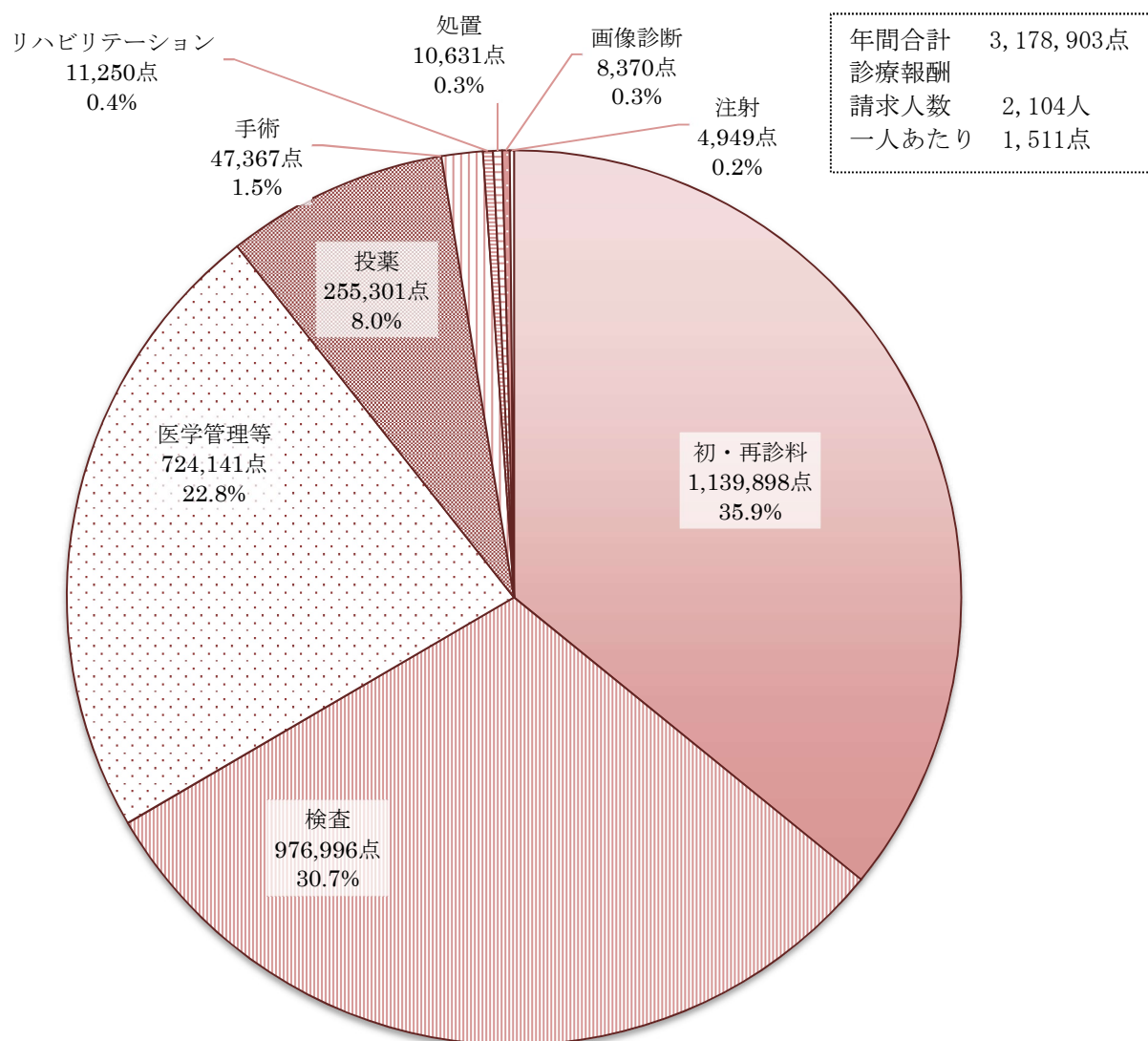
月別傷病名割合（上位5番目まで）



（診療報酬明細書から作成）

※診断項目が多数あり、上位5疾患でも割合が少ない月がある

令和5年度(4月～3月)診療報酬種類別点数内訳



(診療報酬明細書から作成)

※ 4月～3月分のため、令和5年度休日診療所決算歳入の診療報酬金額とは一致しない。

令和5年度 休日診療所新型コロナ・インフル検査件数及び陽性者数

月	日	コロナ 検査件数	コロナ 陽性者	陽性率 (陽性者数/ 検査件数)	インフル 検査件数	インフル 陽性者	陽性率 (陽性者数/ 検査件数)
4	2	5	1	20.0%	5	0	0.0%
	9	3	0	0.0%	3	0	0.0%
	16	5	3	60.0%	5	0	0.0%
	23	4	1	25.0%	4	0	0.0%
	29	5	1	20.0%	5	0	0.0%
	30	10	2	20.0%	10	0	0.0%
4月計		32	8	25.0%	32	0	0.0%
5	3	5	1	20.0%	5	0	0.0%
	4	3	0	0.0%	3	0	0.0%
	5	7	0	0.0%	7	0	0.0%
	7	7	0	0.0%	7	0	0.0%
	14	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	21	16	3	18.8%	16	5	31.3%
	28	7	3	42.9%	7	0	0.0%
5月計		47	7	14.9%	47	5	10.6%
6	4	4	2	50.0%	4	0	0.0%
	11	11	3	27.3%	11	1	9.1%
	18	9	3	33.3%	9	1	11.1%
	25	6	2	33.3%	6	0	0.0%
6月計		30	10	33.3%	30	2	6.7%
7	2	5	3	60.0%	5	0	0.0%
	9	13	10	76.9%	13	0	0.0%
	16	11	8	72.7%	11	1	9.1%
	17	19	16	84.2%	19	0	0.0%
	23	22	15	68.2%	22	1	4.5%
	30	8	6	75.0%	8	0	0.0%
7月計		78	58	74.4%	78	2	2.6%
8	6	21	13	61.9%	21	0	0.0%
	11	27	18	66.7%	27	1	3.7%
	13	24	14	58.3%	24	0	0.0%
	14	16	11	68.8%	16	0	0.0%
	15	14	12	85.7%	14	0	0.0%
	20	17	13	76.5%	17	0	0.0%
	27	8	4	50.0%	8	0	0.0%
8月計		127	85	66.9%	127	1	0.8%
9	3	11	11	100.0%	11	0	0.0%
	10	13	7	53.8%	13	0	0.0%
	17	19	10	52.6%	19	2	10.5%
	18	7	3	42.9%	7	0	0.0%
	23	23	8	34.8%	23	8	34.8%
	24	20	4	20.0%	20	8	40.0%
9月計		93	43	46.2%	93	18	19.4%

10	1	20	6	30.0%	20	3	15.0%
	8	10	2	20.0%	10	4	40.0%
	9	23	5	21.7%	23	9	39.1%
	15	11	3	27.3%	11	4	36.4%
	22	12	5	41.7%	12	4	33.3%
	29	15	4	26.7%	15	6	40.0%
10月計		91	25	27.5%	91	30	33.0%
11	3	29	6	20.7%	29	16	55.2%
	5	18	2	11.1%	18	12	66.7%
	12	12	1	8.3%	12	3	25.0%
	19	25	3	12.0%	25	17	68.0%
	23	21	5	23.8%	21	11	52.4%
	26	18	3	16.7%	18	7	38.9%
11月計		123	20	16.3%	123	66	53.7%
12	3	14	3	21.4%	14	6	42.9%
	10	28	4	14.3%	28	14	50.0%
	17	14	3	21.4%	14	6	42.9%
	24	20	1	5.0%	20	14	70.0%
	31	49	7	14.3%	49	29	59.2%
12月計		125	18	14.4%	125	69	55.2%
1	1	49	8	16.3%	49	25	51.0%
	2	51	9	17.6%	51	31	60.8%
	3	40	12	30.0%	40	16	40.0%
	7	39	7	17.9%	39	12	30.8%
	8	30	7	23.3%	30	17	56.7%
	14	29	4	13.8%	29	17	58.6%
	21	21	10	47.6%	21	5	23.8%
	28	24	5	20.8%	24	13	54.2%
1月計		283	62	21.9%	283	136	48.1%
2	4	16	5	31.3%	16	6	37.5%
	11	10	4	40.0%	10	1	10.0%
	12	33	13	39.4%	33	15	45.5%
	18	24	10	41.7%	24	0	0.0%
	23	12	7	58.3%	12	1	8.3%
	25	8	4	50.0%	8	1	12.5%
2月計		103	43	41.7%	103	24	23.3%
3	3	14	6	42.9%	14	1	7.1%
	10	18	4	22.2%	18	5	27.8%
	17	10	2	20.0%	10	4	40.0%
	20	19	5	26.3%	19	6	31.6%
	24	21	10	47.6%	21	5	23.8%
	31	6	3	50.0%	6	2	33.3%
3月計		88	30	26.1%	88	23	26.1%
累計		1,220	409	33.5%	1,220	376	30.8%

令和6年度光市休日診療所運営について

休日及び祝日等の一次救急を担う診療所として、医師会、薬剤師会、その他の関係団体等との連携のもと、市民の「安心」のための運営に努める。

また、様々な感染症等の流行に対し、国・県の動向をふまえて診療を行い、医薬品・診療材料等の流通状況等を注視するとともに、各関係団体との連携を強化し、適切な運営に努める。

1 診療日及び診療科目

診療日数 73日、診療科目 内科系・外科系

令和6年6月26日現在

月	日	診療科目		月	日	診療科目	
4	7 (日)	内科	外科	10	6 (日)	内科	皮膚科
	14 (日)	内科 (小児科)	眼科		13 (日)	内科	外科
	21 (日)	内科	外科		14 (月・祝)	内科	耳鼻科
	28 (日)	内科	外科		20 (日)	内科	外科
	29 (月・祝)	内科	皮膚科		27 (日)	内科	外科
5	3 (金・祝)	内科	外科	11	3 (日・祝)	内科	外科
	4 (土・祝)	内科	外科		4 (月・休)	内科	外科
	5 (日・祝)	内科	外科		10 (日)	内科	皮膚科
	6 (月・休)	内科	皮膚科		17 (日)	内科	外科
	12 (日)	内科 (小児科)	外科		23 (土・祝)	内科	外科
	19 (日)	内科 (小児科)	耳鼻科		24 (日)	内科 (小児科)	外科
6	26 (日)	内科	外科	12	1 (日)	内科 (小児科)	眼科
	2 (日)	内科	外科		8 (日)	内科	耳鼻科
	9 (日)	内科	外科		15 (日)	内科	外科
	16 (日)	内科	外科		22 (日)	内科 (小児科)	皮膚科
	23 (日)	内科	眼科		29 (日)	内科	外科
	30 (日)	内科	外科		31 (火・年末)	内科	眼科
7	7 (日)	内科	外科	1	1 (水・年始)	内科	外科
	14 (日)	内科	外科		2 (木・年始)	内科	外科
	15 (月・祝)	内科	外科		3 (金・年始)	内科 (小児科)	外科
	21 (日)	内科	耳鼻科		5 (日)	内科	外科
	28 (日)	内科 (小児科)	外科		12 (日)	内科	外科
8	4 (日)	内科 (小児科)	皮膚科	2	13 (月・祝)	内科	外科
	11 (日・祝)	内科	外科		19 (日)	内科	耳鼻科
	12 (月・休)	内科	耳鼻科		26 (日)	内科 (小児科)	外科
	14 (水・盆)	内科	皮膚科		2 (日)	内科	皮膚科
	15 (木・盆)	内科	外科		9 (日)	内科	外科
	18 (日)	内科 (小児科)	外科		11 (火・祝)	内科	耳鼻科
9	25 (日)	内科	外科	3	16 (日)	内科	皮膚科
	1 (日)	内科	外科		23 (日・祝)	内科	外科
	8 (日)	内科	外科		24 (月・休)	内科	耳鼻科
	15 (日)	内科	眼科		2 (日)	内科	外科
	16 (月・祝)	内科	外科		9 (日)	内科	外科
	22 (日・祝)	内科	皮膚科		16 (日)	内科	外科
	23 (月・休)	内科 (小児科)	耳鼻科		20 (木・祝)	内科	外科
	29 (日)	内科 (小児科)	外科		23 (日)	内科 (小児科)	眼科
					30 (日)	内科 (小児科)	外科

2 診療時間

午前9時から午後5時まで

(受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分)

3 運営体制

○医師：内科系1名、外科系1名

○薬剤師：通常1名（年末年始 2名）

○看護師：通常2名（年末年始 3名）

○受付事務：通常1名（ゴールデンウィーク、盆、冬期 2名）

4 予算

【収入】

区 分	金額（円）	備 考
診療報酬	14,600,000	
診断書等手数料	11,000	
電話使用料等	1,000	診療所内設置公衆電話使用料
合計	14,612,000	

【支出】

区 分	金額（円）	備 考
報酬	36,000	運営協議会委員
報償費	4,467,000	看護師、医療事務（受付・会計等）
需用費	3,390,000	
消耗品費	303,000	事務用品
食糧費	2,000	運営協議会 お茶代
印刷製本費	60,000	処方せん等
光熱水費	25,000	ガス代
修繕料	30,000	機器修繕費
医薬材料費	2,970,000	医療器具・医薬品
役務費	333,000	
通信運搬費	129,000	光回線利用料
手数料	126,000	クリーニング代（シーツ等）
賠償責任保険料	78,000	賠償責任保険料
委託料	19,455,000	医師会、薬剤師会、保険請求事務等
使用料及び賃借料	925,000	
使用料	54,000	NHK 受信料、レセコン使用料
借上料	871,000	AED、自動車、レセコン借上料
合計	28,606,000	

5 周南地域救急医療実施計画

項目	令和 6 年度実施計画		協力機関	摘要
〔二次救急〕 ・休日 ・夜間	71 日 365 日	日・祝・盆・年末年始 (8～18 時) 毎日夜間 (18 時～翌朝 8 時)	周南 3 医師会 救急指定 医療機関	周南 3 市で周南地域救急医療対策協議会を設置し、休日は救急指定 5 医療機関、夜間は 3 医療機関の病院群輪番制で実施。
〔小児救急〕 〈一次救急〉 周南こども QQ ・休日 ・夜間	71 日 365 日	日・祝・盆・年末年始 (9～17 時、19～22 時) 毎日夜間 (19～22 時) 日・祝・年末年始 (8～18 時)	周南 3 医師会	周南 3 市の小児科医師が協力し、徳山中央病院において休日・夜間の小児初期救急医療を実施。
〈二次救急〉 ・休日 ・夜間	71 日 365 日	毎日夜間 (18 時～翌朝 8 時)		徳山中央病院を小児救急医療拠点病院として小児救急医療対策事業を実施。

休日診療所状況一覧

月日	診療 日数	診 療 人 数			性 別		年 齢 別					来院 救急 車	二次 搬送	患 者 住 所 区 分										
		内科	外科	計	男	女	小児（15歳以下）		70歳 以上	一般 年齢	室積			光井	島田	三井	上島田	周防	浅江	大和	牛島	市外		
							内科	外科																
							6歳以下	6歳以下																
R6. 4. 7	日	13	3	16	8	8	5	0	0	0	1	10	0	0	2	2	1	1	0	0	5	4	0	1
R6. 4. 14	日	7	4	11	2	9	2	1	0	0	2	7	0	0	1	3	1	1	2	0	0	1	0	2
R6. 4. 21	日	3	9	12	7	5	0	0	0	0	2	10	0	0	1	4	0	1	0	3	3	0	0	0
R6. 4. 28	日	11	5	16	6	10	3	0	2	2	2	9	0	1	4	2	1	1	0	1	1	3	0	3
R6. 4. 29	月	4	7	11	2	9	1	0	0	0	4	6	0	0	5	0	2	1	1	0	0	1	0	1
4月計	5	38	28	66	25	41	11	1	2	2	11	42	0	1	13	11	5	5	3	4	9	9	0	7
R6. 5. 3	金	12	14	26	13	13	0	0	0	0	11	15	0	1	6	4	1	2	0	1	2	4	0	6
R6. 5. 4	土	25	6	31	15	16	5	0	0	0	9	17	0	1	5	4	1	3	2	0	6	1	0	9
R6. 5. 5	日	15	10	25	12	13	3	1	2	0	6	14	0	0	5	2	1	1	1	0	8	1	0	6
R6. 5. 6	月	26	10	36	18	18	6	1	2	0	9	19	0	0	8	3	4	4	3	3	4	2	0	5
R6. 5. 12	日	11	2	13	7	6	5	3	0	0	4	4	0	0	1	3	0	0	0	0	3	2	0	4
R6. 5. 19	日	10	9	19	14	5	5	4	2	2	5	7	0	0	2	6	0	2	1	0	3	4	0	1
R6. 5. 26	日	13	6	19	7	12	1	0	1	1	3	14	0	0	5	3	2	3	0	1	0	3	0	2
5月計	7	112	57	169	86	83	25	9	7	3	47	90	0	2	32	25	9	15	7	5	26	17	0	33
R6. 6. 2	日	19	4	23	13	10	3	2	0	0	7	13	0	0	4	1	5	2	1	2	7	1	0	0
R6. 6. 9	日	9	11	20	8	12	0	0	0	0	6	14	0	1	3	0	3	4	2	1	3	2	0	2
R6. 6. 16	日	5	7	12	6	6	0	0	3	0	2	7	0	2	3	0	1	0	1	0	5	1	0	1
R6. 6. 23	日	11	5	16	7	9	0	0	0	0	9	7	0	1	2	1	1	1	1	1	6	0	0	3
R6. 6. 30	日	8	4	12	3	9	1	0	1	0	1	9	0	0	1	2	1	1	0	0	3	1	0	3
6月計	5	52	31	83	37	46	4	2	4	0	25	50	0	4	13	4	11	8	5	4	24	5	0	9
R6. 7. 7	日	7	16	23	12	11	0	0	2	0	7	14	0	0	2	1	3	4	1	2	4	2	0	4
R6. 7. 14	日	28	8	36	18	18	5	0	1	0	9	21	0	0	5	4	4	3	1	0	8	5	0	6
R6. 7. 15	月	30	3	33	14	19	4	0	0	0	7	22	0	0	8	5	2	2	1	1	10	3	0	1
R6. 7. 21	日	26	8	34	19	15	5	3	0	0	9	20	0	0	6	11	2	3	0	0	5	3	0	4
R6. 7. 28	日			0		0																		
7月計	5	91	35	126	63	63	14	3	3	0	32	77	0	0	21	21	11	12	3	3	27	13	0	15
R6合計		293	151	444	211	233	54	15	16	5	115	259	0	7	79	61	36	40	18	16	86	44	0	64

(令和6年7月25日現在)

○光市休日診療所条例

平成16年10月4日

条例第116号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成20年3月27日条例第18号

平成25年4月1日条例第40号

平成25年12月27日条例第65号

平成26年3月28日条例第9号

令和元年7月12日条例第16号

(設置)

第1条 休日等における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、医療法（昭和23年法律第205号）に定める診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 光市休日診療所

(2) 位置 光市光井二丁目2番1号

(診療科目)

第3条 光市休日診療所（以下「休日診療所」という。）の診療科目は、内科及び外科とする。

(診療日、診療時間等)

第4条 休日診療所の診療日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日、8月14日、同月15日及び12月31日

2 休日診療所の診療時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 休日診療所では、往診は、行わないものとする。

(使用料の徴収)

第5条 市長は、休日診療所において診療を受けた者から使用料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。

(手数料の徴収)

第6条 診断書及び証明書（以下「診断書等」という。）の交付を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、次に掲げる金額とする。

区分	種別	金額
診断書料	普通診断書	1通につき1,100円
	死亡診断書	1通につき1,100円
	特別診断書	死体検案書
		上記以外のもの
証明書料	証明書	1通につき550円

(使用料等の納入)

第7条 前2条に規定する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）は、診療又は診断書等の交付の際に納入しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、使用料等を後納させ、又は減額し、若しくは免除することができる。

(運営協議会)

第8条 休日診療所における、診療サービスの円滑かつ合理的な運営に関し必要な事項を調査審議するため、光市休日診療所運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、13人以内とし、市長が委嘱し、又は任命する。

(診療の委託)

第9条 休日診療所の診療を一般社団法人光市医師会に委託する。

(調剤等の委託)

第10条 休日診療所の医師の診療に伴う調剤、医薬品の管理等を一般社団法人山口県薬剤師会光支部に委託する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の光市休日診療所条例（平成12年光市条例第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第65号）

改正 平成26年3月28日条例第9号

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第16号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、光市休日診療所条例（平成16年光市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の管理)

第2条 光市休日診療所（以下「休日診療所」という。）の管理は、福祉保健部健康増進課が行うものとする。

(使用料等の後納及び減免申請)

第3条 条例第7条第2項の規定による使用料等の後納又は減免を受けようとする者は、休日診療所使用料等後納・減額・免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(協議会の職務)

第4条 条例第8条第1項に規定する光市休日診療所運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項について調査審議を行う。

- (1) 休日診療所の運営方針に関すること。
- (2) 医療品の調整に関すること。
- (3) 診療サービスの実施、連絡調整等に関すること。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次に定めるものをもって構成する。

- (1) 光市医師会会長
- (2) 光市医師会に所属する医師（前号に定める者を除く。）
- (3) 山口県薬剤師会光支部長
- (4) 山口県薬剤師会光支部に所属する薬剤師（前号に定める者を除く。）
- (5) 山口県周南健康福祉センター所長
- (6) 光市老人クラブ連合会の代表
- (7) 光市女性団体連絡協議会の代表
- (8) 光地区消防組合消防長
- (9) 副市長
- (10) 病院局管理部長
- (11) 福祉保健部長
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、2人以上とする。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、光市医師会会長をもって充てる。

3 副会長は、山口県薬剤師会光支部長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が随時招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(使用者の義務)

第9条 休日診療所を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 施設又は設備を損傷する行為
- (3) 他の使用者の妨げとなる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、休日診療所の管理又は運営に支障を及ぼす行為

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、休日診療所の使用を制限することができる。

- (1) この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 休日診療所の管理又は運営上適当でないと認められる者
(損害の賠償)

第11条 使用者は、休日診療所の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の光市休日診療所条例施行規則（平成12年光市規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則（平成31年規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月24日から施行する。

附 則（令和4年規則第15号）

- 1 この規則は、令和4年5月20日から施行する。

別記様式(第3条関係)

休日診療所使用料等後納・減額・免除申請書

年 月 日

光市長 様

申請者 住所
氏名
電話



光市休日診療所条例施行規則第3条の規定により、次のとおり使用料等の後納・減額・免除を申請します。

受 診 者	氏 名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住 所		職 業		
診 療 科			傷 病 名		診 療 年 月 日
内 科 ・ 外 科					年 月 日
担 当 医 師 名					
使 用 料 の 額			円		
手 数 料 の 額			円		
後納・減額・免除申請の額			円		
後納・減額・免除申請の理由					

(設置)

第1条 光市休日診療所において医療業務の遂行中に発生した事故（以下「医療事故」という。）について調査を行うため、光市休日診療所医療事故調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、医療事故の発生に際し、市長の要請に応じ、当該事例について医学的な見地から調査を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 調査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に定める者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 山口県周南健康福祉センター所長
- (3) 光市医師会会長
- (4) 光市医師会担当理事
- (5) 山口県薬剤師会光支部長
- (6) 福祉保健部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該健康被害に係る調査結果の報告が完了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 調査会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(調査の請求)

第5条 市長は、医療事故が発生したときは、調査会の調査に付さなければならない。

(会議)

第6条 調査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が存在しないときの会議は、市長が招集することができる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長からあらかじめ委員に通知して行うものとする。

4 会議の議長は、委員長をもって充てる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 やむを得ない理由により出席できない委員は、事前に委員長の許可を得て代理人を出席させることができる。

7 会議は非公開とする。

(報告)

第7条 委員長は、会議における議事の経過及び結果並びにその理由を記載した報告書を市長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

令和5年救急業務実施状況

令和5年1月1日～令和5年12月31日

光地区消防組合消防本部

令和5年救急業務実施状況(光市)

光地区消防組合消防本部

1 出動件数及び搬送人員(過去5年)

(各年中)

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出 動 件 数	2,611 件	2,504 件	2,535 件	2,851 件	2,913 件
搬 送 人 員	2,432 人	2,342 人	2,323 人	2,594 人	2,590 人

【参考】人口1万人あたりの救急出動件数(令和5年中)

光 市	山口県	全 国
585.0 件	584.3 件	605.5 件

※令和2年国勢調査の人口を基に算定しています。

2 事故種別の出動件数対前年比

(各年中) 単位: 件

種別 \ 年	火 災	自然災害事故	水難事故	交通事故	労働災害事故	運動競技事故	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他	合 計
令和5年	3		3	118	46	19	402	5	17	1,905	388	7	2,913
令和4年	2		1	124	51	23	411	8	15	1,784	420	12	2,851
対前年比	1		2	▲6	▲5	▲4	▲9	▲3	2	121	▲32	▲5	62

【参考】全国との事故種別出動件数割合の比較

(令和5年中)

区分 \ 種別	急病	交通事故	一般負傷	左記以外	
					うち転院搬送
光 市	65.4%	4.1%	13.8%	16.8%	13.3%
全 国	67.7%	5.2%	15.5%	11.5%	7.3%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

※全国の数値は速報値です。

3 事故種別の搬送人員対前年比

(各年中) 単位：人

種別 年	火災	自然災害事故	水難事故	交通事故	労働災害事故	運動競技事故	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他	合計
令和5年	3		2	101	46	18	372	4	10	1,649	385		2,590
令和4年	1			124	46	23	363	5	12	1,600	420		2,594
対前年比	2		2	▲23		▲5	9	▲1	▲2	49	▲35		▲4

4 傷病程度別、事故種別の搬送人員及び割合 (令和5年中) 単位：人

種別 程度	急病		交通事故		一般負傷		左記以外		合計		全国
死亡	43	2.6%	2	2.0%	1	0.3%	2	0.4%	48	1.9%	1.3%
重症	45	2.7%	4	4.0%	5	1.3%	16	3.4%	70	2.7%	7.2%
中等症	688	41.7%	20	19.8%	164	44.1%	377	80.6%	1,249	48.2%	42.9%
軽症	873	52.9%	75	74.3%	202	54.3%	73	15.6%	1,223	47.2%	48.4%
合計	1,649	100%	101	100%	372	100%	468	100%	2,590	100%	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

※全国の数値は速報値です。

※傷病程度は次のとおりです。

- ・死亡：初診時において死亡が確認されたもの
- ・重症：3週間以上の入院加療を要するもの
- ・中等症：入院を必要とするが、重症に至らないもの
- ・軽症：入院を必要としないもの

5 年齢区分別、事故種別の搬送人員及び割合 (令和5年中) 単位：人

種別 区分	急病		交通事故		一般負傷		左記以外		合計		全国
新生児	3	0.2%			1	0.3%	15	3.2%	19	0.7%	0.2%
乳幼児	75	4.5%	1	1.0%	9	2.4%	3	0.6%	88	3.4%	5.1%
少年	38	2.3%	13	12.9%	2	0.5%	15	3.2%	68	2.6%	3.5%
成人	313	19.0%	50	49.5%	42	11.3%	153	32.7%	558	21.5%	29.6%
高齢者	1,220	74.0%	37	36.6%	318	85.5%	282	60.3%	1,857	71.7%	61.6%
合計	1,649	100%	101	100%	372	100%	468	100%	2,590	100%	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

※全国の数値は速報値です。

※年齢区分は次のとおりです。

- ・新生児：生後28日未満
- ・乳幼児：生後28日以上満7歳未満
- ・少年：満7歳以上満18歳未満
- ・成人：満18歳以上満65歳未満
- ・高齢者：満65歳以上

【参考】高齢者の受傷原因

(令和5年中) 単位：人

原因 場所	ころぶ		落ちる		ものが 詰まる		その他		合 計	
屋 内	153	63.0%	19	63.3%	13	100%	22	68.8%	207	65.1%
屋 外	90	37.0%	11	36.7%			10	31.3%	111	34.9%
合 計	243	100%	30	100%	13	100%	32	100%	318	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

【参考】高齢者の受傷原因別傷病程度

(令和5年中) 単位：人

原因 場所	ころぶ		落ちる		ものが 詰まる		その他		合 計	
死 亡					1	7.7%			1	0.3%
重 症	3	1.2%	2	6.7%					5	1.6%
中等症	120	49.4%	14	46.7%	5	38.5%	8	25.0%	147	46.2%
軽 症	120	49.4%	14	46.7%	7	53.8%	24	75.0%	165	51.9%
合 計	243	100%	30	100%	13	100%	32	100%	318	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

6 年齢区分別、傷病程度別の搬送人員及び割合(令和5年中) 単位：人

程度 区分	新生児		乳幼児		少年		成人		高齢者		合計	
死亡							6	1.1%	42	2.3%	48	1.9%
重症	3	15.8%	1	1.1%			12	2.2%	54	2.9%	70	2.7%
中等症	13	68.4%	12	13.6%	11	16.2%	227	40.7%	986	53.1%	1,249	48.2%
軽症	3	15.8%	75	85.2%	57	83.8%	313	56.1%	775	41.7%	1,223	47.2%
合 計	19	100%	88	100%	68	100%	558	100%	1,857	100%	2,590	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

7 光市休日診療所への搬送状況

(令和5年中)

月 日 (曜日)	性 別	年齢区分	程 度	種別	傷病名
1 月 1 日 (日)	女	高齢者	軽症	急病	発熱
1 月 2 日 (月)	女	高齢者	軽症	急病	頭痛
3 月 26 日 (日)	女	成人	軽症	急病	めまい
5 月 7 日 (日)	男	成人	軽症	労働災害	左手第3指切創
8 月 11 日 (金)	女	高齢者	軽症	急病	めまい
10 月 29 日 (日)	男	高齢者	軽症	急病	めまい及び嘔気
12 月 10 日 (日)	女	高齢者	軽症	急病	めまい

8 光市休日診療所から他の医療機関への搬送状況

(令和5年中)

月 日 (曜日)	性 別	年齢区分	程 度	傷病名	搬送医療機関
3 月 19 日 (日)	女	高齢者	中等症	狭心症	徳山中央病院
4 月 9 日 (日)	女	高齢者	中等症	回転性めまい	徳山中央病院
4 月 16 日 (日)	男	成人	中等症	貧血	周南記念病院
8 月 11 日 (金)	女	高齢者	中等症	めまい	下松中央病院
8 月 15 日 (火)	男	成人	中等症	虚血性大腸炎	光市立光総合病院
10 月 15 日 (日)	男	成人	中等症	発熱	徳山中央病院

9 光市における救急医療電話相談（＃7119）の利用状況

救急医療電話相談（＃7119）は、救急車を呼ぶべきか、すぐ病院に行くべきか迷った時に医師や看護師から電話によりアドバイスを受けることができます。（24時間 365 日対応）

協議会委員の皆様からも、市民に対し、救急医療電話相談（局番なしの＃7119）の積極的な利用の呼びかけをお願いします。

（各年中） 単位：件

月 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
令和 5 年	22	23	24	18	31	19	34	37	16	21	24	22	291
令和 4 年	11	15	15	16	13	17	11	30	21	25	9	22	205
対前 年比	11	8	9	2	18	2	23	7	▲5	▲4	15		86

【参考】光市の不搬送件数

令和 5 年中に本市内へ救急出動した 2,913 件のうち、医療機関に搬送しなかった件数（不搬送件数）は、334 件（11.5%）でした。

不搬送の理由につきましては、救急隊到着前後に症状軽快等の理由により医療機関への搬送を辞退された方が、249 名（74.6%）、明らかに死亡されていた方が 49 名（14.7%）、誤報等を含むその他の理由が 36 名（10.8%）となっております。